

- 図中の破線①（北室内の界壁付近）は、防火シャッターのため工作物等の設置によりその閉鎖を妨げないこと。
- 図中の破線②（北室内の南付近）は、防煙壁につき工作物等の設置は高さ3.1mを上回らないこと。
- 図中の破線③（中室南室の界壁付近2箇所）は、防煙壁につき工作物等の設置は高さ2.45mを上回らないこと。
- 北室、中室、南室において、主導線は通路幅1.6m以上、副導線は通路幅1.2m以上を確保すること。
- 避難口誘導灯の箇所は、北室、中室、南室毎に2方向（東西各1箇所）以上の避難口を確保すること。

注1：図中の振替可（4箇所）は、有効な避難口として振替使用可能。

使用する場合は、当該使用箇所に「避難口」の表示（高さ2.5m以上）を設けること。

注2：有効な避難口の前方に装飾（カーテン等）を施す場合は、誘導灯等表示の視認を妨げないこと。

- 消火栓
- 消火器
- 避難口誘導灯
- 非常スイッチ(防煙壁)
- 非常スイッチ(排煙)
- 非常スイッチ(防火シャッター)
- 避難経路

